

○後援等に係る志摩市教育委員会名義使用承認に関する要綱

平成27年5月22日

教育委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、志摩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、他の団体等からの申請により後援、共催又は協賛(以下「後援等」という。)に係る名義の使用を承認するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 教育委員会が他の団体等の行う事業を援助する意思を表示することをいう。
- (2) 共催 教育委員会が他の団体等と共同して事業を遂行する意思及び当該事業に対し、共同主催者としての責任を負う意思を表示することをいう。
- (3) 協賛 教育委員会が他の団体等の行う事業に賛意を示すことをいう。

(後援等を承認する事業の目的及び種別)

第3条 教育委員会は、他の団体等から申請のあった事業の目的及び種別が、次の各号のいずれかに該当するものについて、後援等に係る名義の使用を承認することができる。

- (1) 学校教育に関するもの
- (2) 社会教育(社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育をいう。)に関するもの
- (3) 文化財に関するもの
- (4) 生涯学習に関するもの
- (5) スポーツの普及又は振興に関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、志摩市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認めるもの

(後援等を承認する事業の内容)

第4条 教育委員会は、他の団体等から申請のあった事業の内容が、次の各号のいずれにも該当するものについて、後援等に係る名義の使用を承認することができる。

- (1) 公共性を有するもの
- (2) 営利を目的としないもの

- (3) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (4) 特定の主義主張の浸透を図る目的を有しないもの
- (5) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (6) その他教育行政の運営に支障をきたさないもの

(後援等を承認する団体)

第5条 教育委員会は、事業を主催する他の団体等が、次の各号のいずれかに該当するものについて、後援等に係る名義の使用を承認することができる。

- (1) 国及び地方公共団体の機関、施設又はそれらの連合体
- (2) 学校法人
- (3) 社会教育関係団体(社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体をいう。)
- (4) スポーツの普及又は振興を主たる目的とする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が認める団体

(後援及び共催に関する条件)

第6条 共催を承認する場合は、その事業内容等について教育委員会と協議のうえ決定しなければならない。

2 後援を承認する場合は、原則として教育委員会は経費を負担しないものとする。

(後援等の申請手続)

第7条 後援等を申請する団体等(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した志

摩市教育委員会後援名義使用承認申請書(様式第1号)を事業開始の1箇月前

までに教育長に提出しなければならない。

(1) 事業の名称、目的、内容及び規模

(2) 事業を主催する団体等の所在地、名称、代表者氏名及び概要

(3) 他に後援等を申請している団体の名称

(4) 開催期間

(5) 開催場所

(6) 対象及び予定人数

(7) 広報の範囲及び方法

(8) 入場料又は参加料の有無及びその額

(9) その他教育長が別に指示する事項

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、次に掲げる書類を添付しなければな

らない。

(1) 事業を主催する団体等の規約及び沿革(ただし、同一年度に一回の提出とする。)

(2) 事業の実施要綱又は募集要項

(3) 収支予算書(料金を徴収する場合又は教育委員会が共催する場合に限る。)

(承認及び不承認の通知)

第8条 第3条から第5条までの規定により、申請者の事業の目的及び種類に係る要件、申請者の事業の内容に係る要件並びに申請者自体の要件を審査した結果、申請者の後援等に係る名義の使用を承認する場合にあっては、後援承認書(様式第2号)により通知し、申請者の後援等に係る名義の使用を承認しない場合にあっては、後援不承認書(様式第3号)により通知するものとする。

(後援等の取消)

第9条 教育委員会は、前条の規定により後援等に係る名義の使用を承認された申請者(以下「使用者」という。)がその事業を執行するに当たり、第3条及び第4条の規定に違反する事実があると認めたときその他不適当な行為があると認めたときは、これを取り消すことができる。

(事業終了後の報告)

第10条 使用者は、事業終了後1箇月以内に事業実施報告書(様式第4号)を教育長あてに提出しなければならない。

2 使用者は、前項の報告書を提出するに当たり、料金を徴収した場合又は教育委員会が共催した場合は、収支決算書(様式第5号)を添付しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援等を承認するのに必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)